

平成 30 年度事業計画

戦後造成した人工林の多くが本格的な利用期を迎える中で、この豊富な森林資源を適切に経営・管理しながら、経済ベースで最大限に活用し、林業の成長産業化につなげていくことが喫緊の課題となっている。このため、適切な森林の経営や管理が行われるよう、意欲と能力のある林業経営体に森林経営を集積・集約するとともに、経済ベースにのらない森林について市町村が公的管理を行う「新たな森林管理システム」の構築に向けて、創設することが決定された森林環境譲与税（仮称）も活用し、施策の具体化が待たれるところである。

一方、林野庁では「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日同構想会議（議長：内閣総理大臣））を踏まえ、国有林のレクリエーションの森を核とした観光地域づくりを推進することとしている。その取組の一環として、平成 29 年 4 月には、優れた自然景観を有するなど、観光資源としての潜在的魅力が認められるレクリエーションの森を「日本美しい森 お薦め国有林」とし、全国で 93 箇所選定した。また、平成 30 年度予算においては、「農泊」の取組と連携し、国有林としても、特に魅力的な自然景観を有し、観光資源としての活用が期待されるモデル箇所において、多言語による情報発信や施設の改修・補修を含む施設整備等の環境整備を実施し、山村地域における観光資源としての活用を進めていくこととしている。

また、我が国を訪れる外国人旅行者が増加してきており、スノースポーツを目的としたインバウンド観光客の数も増加基調にある。それに加え、韓国の平昌で冬季オリンピック・パラリンピックが開催され、次回の 2022 年の大会も東アジアの北京で開催されるなど、スノーリゾートへの国内外からの来訪の大きな契機となることが期待されている。

このような状況の中で、当協会においては、「森林のレクリエーション利用に関する調査研究・普及啓発、人材の育成等の事業を行い、もって森林のレクリエーション利用の推進と林業経営の活性化に寄与するとともに、農山村地域社会の振興、発展に資する」という当協会の目的の達成に向け、以下の事業に取り組むものとする。

1 森林のレクリエーション利用に関する調査研究事業

(1) 調査研究の推進

森林の総合的利用、国有林野の利活用等に関する調査研究を推進する。特に、森林環境教育の推進、山村地域における観光資源としての森林の活用等に関する調査研究の受注に努める。

(2) 調査研究会等の開催等

調査研究の課題に即して調査研究会等を設けるとともに、関係省庁、関係団体、会員等が主催する研究会等に積極的に参加し、その成果の活用を図る。

(3) 参考図書の普及

調査研究の成果等を踏まえて発行した既刊の参考図書、「森林・林業体験の基礎」、「森林環境教育アクティビティ・プログラム集」、「みちかな里山のアクティビティ集」、「『森のようちえん』アクティビティ集」、「小学校で役立つ自然とみどりのアクティビティ集」、「森で行う園外保育 森のようちえん」、「アクティブ・ラーニング 森林環境教育 小学校で活動するための基礎知識」等の普及に努める。

2 森林のレクリエーション利用に関する普及啓発事業

(1) 情報の収集・提供等

① 機関誌（情報誌）の発行・配布

機関誌（情報誌）「森林レクリエーション」を発行し、会員等に配布する。発行に当たっては、ニーズに即して森林レクリエーション活動、地域振興、森林環境教育等に関する事例を特集するなど、その内容の充実に努める。

② 適時適切な情報提供

森林のレクリエーション利用等に関する各種情報を収集し、会員等に対し、メール等を活用し適時適切な情報の提供に努める。また、ホームページの活用・充実に努めるとともに、フェイスブック等の SNS を活用し積極的な情報発信に努める。

(2) 第 31 回森林レクリエーション地域「美しい森づくり活動コンクール」の実施

森林レクリエーション活動が行われている地域において、景観の保全・向上のための森林整備、利用者の利便性・安全性の向上のための施設整備・補修、森林の有効活用によるレクリエーション活動、美化のための清掃・ゴミの収集、動植物の保護のための活動等利用環境の向上のためのボランティア活動又は森林レクリエーションを通じた地域創成のための活動を行っている学校、地域グループ、職場グループなどの団体を表彰することにより、森林レクリエーションの振興を図り、森林レクリエーション活動が行われている地域の発展に寄与することを目的に第 31 回目のコンクールを実施する。

(3) 研修会の開催

① 全国研修会

森林の総合的利用の推進等をテーマとして、「第 32 回森林レクリエーション全国研修会」を開催する。

② 支部研修会

支部ごとに地域に即した研修会を開催する。

(4) 「山の日」記念行事の実施

一般財団法人日本森林林業振興会及び一般社団法人日本森林インストラクター協会との共催により「山の日」記念行事を実施する。

(5) 森林環境教育ネットワーク事業

森林に対する国民の理解を深める機会として、また、青少年の体験活動の場としても重要な課題となっている森林環境教育の推進を図るため、活動団体等のネットワーク化を図るためのウェブサイトの運営、メールマガジンの配信、パンフレットの配布等の活動を実施する。

(6) 子ども樹木博士認定活動への支援

「子ども樹木博士認定活動推進協議会」の事務局として、機関誌の発行、実施団体の登録、インストラクターの紹介、資料・情報の提供等の活動を支援する。

(7) 森林共生フォーラムの活動への支援

「森林共生フォーラム」の事務局として、研究会や研修会の開催等の活動を支援する。また、開催が予定されている6月、8月、12月及び3月の研究会について、テーマ等に応じて会員の参加を募る。

(8) 他団体主催行事への支援

日比谷公園で開催される「森と花の祭典—みどりの感謝祭」等の他団体主催行事について、その開催趣旨等を踏まえて支援する。

3 森林インストラクター等人材育成事業

(1) 森林インストラクター養成講習の実施

森林インストラクターの資格試験を受けようとする者の知識や技能の水準の向上を図るため、「森林」、「林業」、「森林内の野外活動」及び「安全及び教育」の全4科目について講習を実施する。(平成17年度から、いわゆる環境教育等促進法に基づく「人材認定等事業」として農林水産大臣及び環境大臣の登録を受けて実施)

(2) 森林活動ガイド養成事業

自然体験活動の指導者の確保が求められていることなどを踏まえ、「森林活動ガイド」を養成するため、森林活動ガイド養成講習会として森林インストラクター養成講習に併せた講習会を実施するとともに、他団体との連携による講習会の開催に努める。

4 森林インストラクター資格認定事業

森林・林業に関する国民の理解の増進、山村地域におけるレクリエーション的資源の利活用を通じた地域振興等に資するとともに、森林環境教育の必要性の高まりなどに対応するため、森林インストラクターの資格試験を実施する。実施に当たっては、会員等の協力も得ながら積極的な広報等に努める。(平成17年度から、いわゆる環境教育等促進法に基づく「人材認定等事業」として農林水産大臣及び環境大臣の登録を受けて実施)

5 陳情、要請等の活動

- (1) 森林レクリエーション事業の実施に当たっての会員からの要望等について、関係方面への陳情、要請等を行うとともに、森林・山村地域の振興に寄与するため、森林・林業、観光・レクリエーション、農山村地域振興等の関係団体との連携に努める。
- (2) 森林のレクリエーション利用、国有林野の利活用、森林資源を活用した地域振興等について、会員からの照会や相談等に対し適切な対応に努める。
- (3) 森林のレクリエーション利用、森林環境教育等の事業に関する新たな取組について、関係機関と連携を図りつつ検討し、積極的な対応に努める。

6 組織の拡充・強化

森林のレクリエーション利用に関する調査研究等の諸活動、関係機関との連携、情報の収集・提供等に努める中で、会員の確保・拡大に努める。

7 公益目的支出計画の適切な実施

一般社団法人への移行の要件である「公益目的支出計画」について、財務事情等を勘案しつつ、適切に実施する。